

事務連絡

- 1 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う
社会福祉法人の運営に関する取扱いについて
- 2 社会福祉法人の手続に関する押印見直しに
ついて

令和 3 年 2 月 25 日（木）

大田区福祉部福祉管理課法人指導担当

1 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて

【関連通知】

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その4）

（令和3年2月12日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

※令和3年2月15日 メールにより情報提供済み。

1 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（2）

【通知内容】

- ①令和2年3月、4月の事務連絡の内容をとりまとめた上で、**引続き同様の取扱いをして差し支えない**旨を示している。
- ②**資産総額の変更登記**については、法務当局で今後の感染状況を踏まえて判断するものであるため、**あらためて連絡**がある予定

※所轄庁の指導監査についての記載がありますが、**令和3年度指導監査の実施**については、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、**令和3年度第1回法人指導連絡会**において**説明**する予定です。

2 社会福祉法人の手続に関する押印見直し について

【関連通知】 ※令和3年1月5日 メールにより情報提供済み。

- ・ 「**税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について**」の一部改正について
(令和2年12月23日付け課長通知)
- ・ 「**社会福祉法人の認可について**」等の一部改正について
(令和2年12月25日付け局長通知)
- ・ 「**会計監査及び専門家による支援等について**」の一部改正について (令和2年12月25日付け課長通知)
- ・ **社会福祉法人の設立・運営に係る手続における押印の廃止について** (令和2年12月25日付け事務連絡)

2 社会福祉法人の手續に関する押印見直しについて（2）

- ① 今般の押印見直しは、法人が行政に提出する文書に関するものについて行っている。
- ② 関連通知には直接盛り込まれていないが、社会福祉法第6章（社会福祉法人）の規定に関連し、社会福祉法人又は社会福祉法人を設立しようとする者等が所轄庁に対し行う手續において必要とされる押印については、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する不動産の登録免許税非課税証明に係る申請書も含め、同様の取扱いをお願いします。
- ③ ただし、理事会・評議員会の議事録に係る押印については、法律上の整理等が必要となることから、見直しの対象外となる。

2 社会福祉法人の手續に関する押印見直し について（3）

- ④法人の内部書類や民民の契約関係等に関する書類については、各法人の判断により、引き続き押印することを妨げるものではない。
- ⑤本通知に添付の様式及び理事会・評議員会議事録以外の様式（就任承諾書、決議省略の同意書、委嘱状等）の押印判断については東京都に照会中
⇒回答までの間は、従前とおりの取扱いをお願いします。
- ⑥見直し後の様式は、区ホームページに掲載予定
（「社会福祉法人事務手續の手引」を改訂）



END

【担当】

大田区福祉部福祉管理課法人指導担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区役所本庁舎8階

TEL 03-5744-1215 FAX 03-5744-1520

e-mail hojin-shido@city.ota.tokyo.jp